

審査項目及び審査基準

項目			基準	審査		
大項目	小項目			評価点	係数	得点
申込事業者 の状況	1	申込事業者 の事務遂行 体制・信頼 性	・申込者が、計画段階、整備段階及び運 営段階のそれぞれにおいて活用計画 を遂行するにふさわしい事務遂行体 制を有しているか・活用計画を遂行 しうる経験・ノウハウ等を有してい るか	5 点	×1	5 点
			・申込者が過去に活用計画と同種の事 業を実施してきた実績の数	5 点	×1	5 点
	2	申込事業者 の財務・経 営状況	・申込者の財務、経営状況は十分であ り、かつ安定しているか。	5 点	×2	10 点
活用計画の 内容	3	活用計画の 実現性・安 定性	・実施体制や資金計画、関係法令等に 基づいた実現性の高いものか。 ・長期収支計画等に基づいた安定性の あるものか。 ・中長期的な期間（１０年以上など）、 活用計画に基づいた利用に供するも のであるか。	5 点	×3	15 点
	4	健康づくり への支援	・利用者にとって幅広く利用しやすい 提案であるか。	5 点	×3	15 点
	5	市民の交流 促進	・多世代が利用でき、利用者同士の交 流が促進できるような事業の提案で あるか。	5 点	×3	15 点
	6	商業施設等 との連携な どによる集 客力の向上	・商業施設等と連携した取組など、施 設全体の集客力を高める自主的な提 案であるか。	5 点	×2	10 点
価格評価	7	売却価格	・次の計算式により得た得点（小数点 以下切捨） {（買受希望価格）／（最高額の買受希 望価格）} ×評価点 2 5 点 ※本市が示す最低売却価格を下回る場 合は、失格とする。	25 点		25 点
合計						100 点

※ 審査の得点が満点の6割（60点）未満である場合は失格とします。

※ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又はいずれかの審査項目において委員の過半数が不適当（0点）と判断した場合は、当該申込者を失格とします。

なお、故意の虚偽のある応募については、審査結果によらず失格とします。

※ 共同提案の場合は、審査項目「活用計画の内容」のうち、特に小項目4～6については、個々の事業計画の評価と共に、施設全体の総合的な計画としても評価します。

(審査の評価基準)

- 5 点 大変、高く評価できる
- 4 点 高く評価できる
- 3 点 評価できる
- 2 点 やや評価できる
- 1 点 評価できる点が少ない
- 0 点 条件を満たしていない、評価すべき点はない